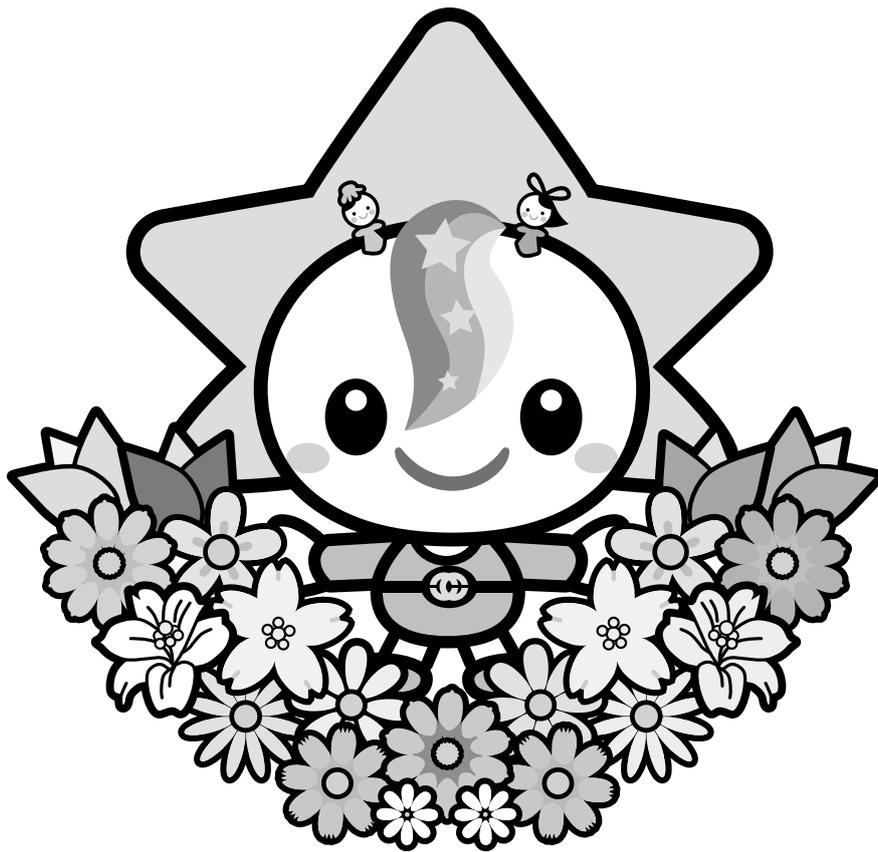


茂原市

第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画

～ともに ささえあい つながるまちへ～



茂原市マスコットキャラクター「モバリん」

令和3年3月



目 次

第1編 総論

第1章	計画の策定に当たって	
1	計画策定の背景と目的.....	6
2	計画の位置づけと役割.....	7
3	計画の期間.....	8
4	第6期茂原市障害福祉計画・第2期茂原市障害児福祉計画の基本的指針 ...	8
第2章	茂原市の状況	
1	人口の状況.....	10
2	障害者手帳所持者数の状況.....	13

第2編 第6期茂原市障害福祉計画

第1章	計画の概要	
1	計画の目的と期間.....	20
2	第5期茂原市障害福祉計画からの変更点.....	20
第2章	第5期茂原市障害福祉計画の達成状況	
1	第5期茂原市障害福祉計画の達成状況.....	22
2	障害福祉サービス等の利用状況.....	24
第3章	サービス事業量の見込みと提供体制の確保策	
1	障害福祉サービスの見込みと確保のための方策.....	28
2	地域生活支援事業の見込みと確保のための方策.....	34
3	成果目標.....	43

第3編 第2期茂原市障害児福祉計画

第1章	計画の概要	
1	計画の目的と期間.....	50
2	第1期茂原市障害児福祉計画からの変更点.....	50
第2章	第1期茂原市障害児福祉計画の達成状況	
1	第1期茂原市障害児福祉計画の達成状況.....	52
2	障害児通所支援の利用状況.....	53
第3章	サービス事業量の見込みと提供体制の確保策	
1	障害福祉サービスの見込みと確保のための方策.....	56

2	地域生活支援事業の見込みと確保のための方策.....	58
3	成果目標.....	59

第4編 計画の推進体制

第1章	計画の推進と評価・行財政の効率的運用	
1	計画の推進.....	64
2	計画の評価.....	64
3	行財政の効率的運用.....	64

資料編

1	計画策定の経過.....	69
2	要綱・委員名簿.....	70
3	関係団体・事業所へのアンケート結果.....	75
4	長生郡市総合支援協議会からの意見.....	79

第1編 総論

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景と目的

国では、平成26年の「障害者権利条約」の批准後、初めての計画となる「障害者基本計画（第4次）」（平成30年度～令和4年度）を策定し、「共生社会の実現に向け、障害者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援すること」を、基本理念としました。

この計画の期間中に「2020東京パラリンピック」が予定されており、パラリンピックの開催が、社会的障壁の除去を推進する契機として期待されています。

千葉県では、障害のある人に関する施策の最も基本的な計画である「障害者計画」、障害福祉サービスの必要見込み量を示した「障害福祉計画」、障害児支援の必要見込み量を示した「障害児福祉計画」の3つの計画を1つにまとめた「第七次千葉県障害者計画」（令和3年度～令和5年度）を策定しました。「障害のある人が地域でその人らしく暮らせる共生社会の構築」を、計画の目標としています。

茂原市では、平成30年3月に「第3次茂原市障害者基本計画・第5期茂原市障害福祉計画・第1期茂原市障害児福祉計画」を策定し、「お互いが思いやりの気持ちを育む地域を目指して～ともに ささえあい つながるまちへ～」を基本理念として、障害者福祉の推進に取り組んできました。この3計画のうち、「第5期茂原市障害福祉計画」（平成30年度～令和2年度）と、平成28年の障害者総合支援法・児童福祉法改正により、初めて児童の独立した計画として策定された「第1期茂原市障害児福祉計画」（平成30年度～令和2年度）が、計画期間を終えるに当たり、国から「第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直し」が示されました。この見直された国の指針を踏まえ、計画期間中である「第3次茂原市障害者基本計画」をより推進するため、「第6期茂原市障害福祉計画・第2期茂原市障害児福祉計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけと役割

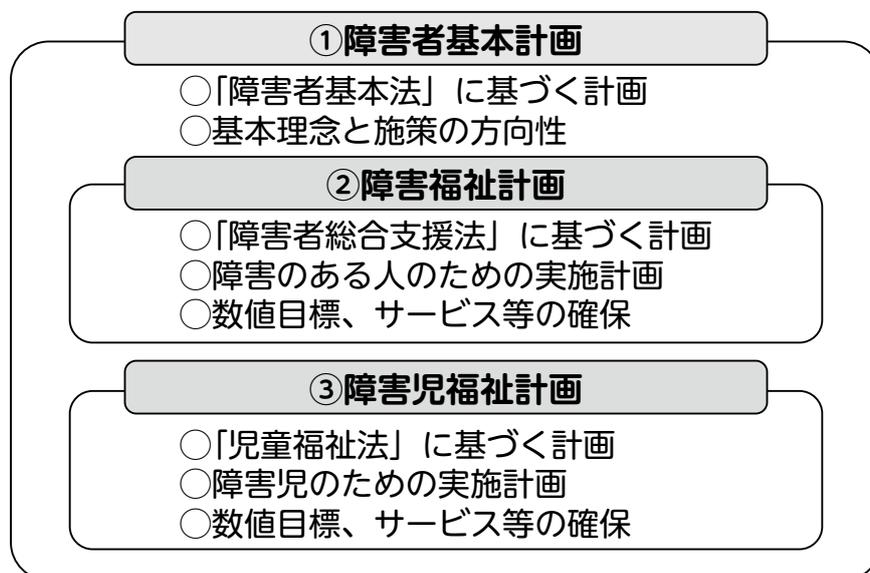
「障害者基本計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画として、障害のある人の生活全般にかかる幅広い分野の施策を総合的に推進するための基本的な計画です。現在、茂原市では、計画期間中である「第3次茂原市障害者基本計画」(平成30年度～令和5年度)の基本理念のもと、障害者福祉を推進しています。

「障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画として、障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込量や確保の方策を定め、「障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画として、障害児通所支援の見込量や確保の方策を定めた計画です。

茂原市の各種計画との整合性を図りながら策定した「第3次茂原市障害者基本計画」の実施計画として、「第6期茂原市障害福祉計画」及び「第2期茂原市障害児福祉計画」は策定しています。

障害者基本計画と障害福祉計画及び障害児福祉計画の比較

	①障害者基本計画	②障害福祉計画	③障害児福祉計画
法的根拠	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
策定義務	義務	義務	義務
計画の性格	障害者施策の全般にわたる基本的な事項を定める	障害福祉サービス等に関する実施計画	障害児福祉サービス等に関する実施計画
計画期間	6年間 (第3次：平成30年度～令和5年度)	3年間 (第6期：令和3～5年度)	3年間 (第2期：令和3～5年度)



3 計画の期間

第3次茂原市障害者基本計画は、平成30年度から令和5年度までの6か年を計画期間としているため、引き続き関連計画と連携を図りながら、茂原市の障害者施策の指針として推進していきます。実施計画となる、「第6期茂原市障害福祉計画」及び「第2期茂原市障害児福祉計画」は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。

計画の期間

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
茂原市総合計画 (後期基本計画～R2) (前期基本計画R3～)			→			→
第3次茂原市地域福祉計画						→
第3次茂原市障害者基本計画						→
第6期茂原市障害福祉計画						→
第2期茂原市障害児福祉計画						→

4 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の基本的指針

国は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標を定める基本指針を見直しました。見直しのポイントは、次のとおりです。

- 1 地域における生活の維持及び継続の推進
- 2 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 相談支援体制の充実・強化等
- 4 障害福祉人材の確保
- 5 福祉施設から一般就労への移行等
- 6 発達障害者等支援の一層の充実
- 7 障害者の社会参加を支える取組
- 8 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- 9 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- 10 障害福祉サービス等の質の向上

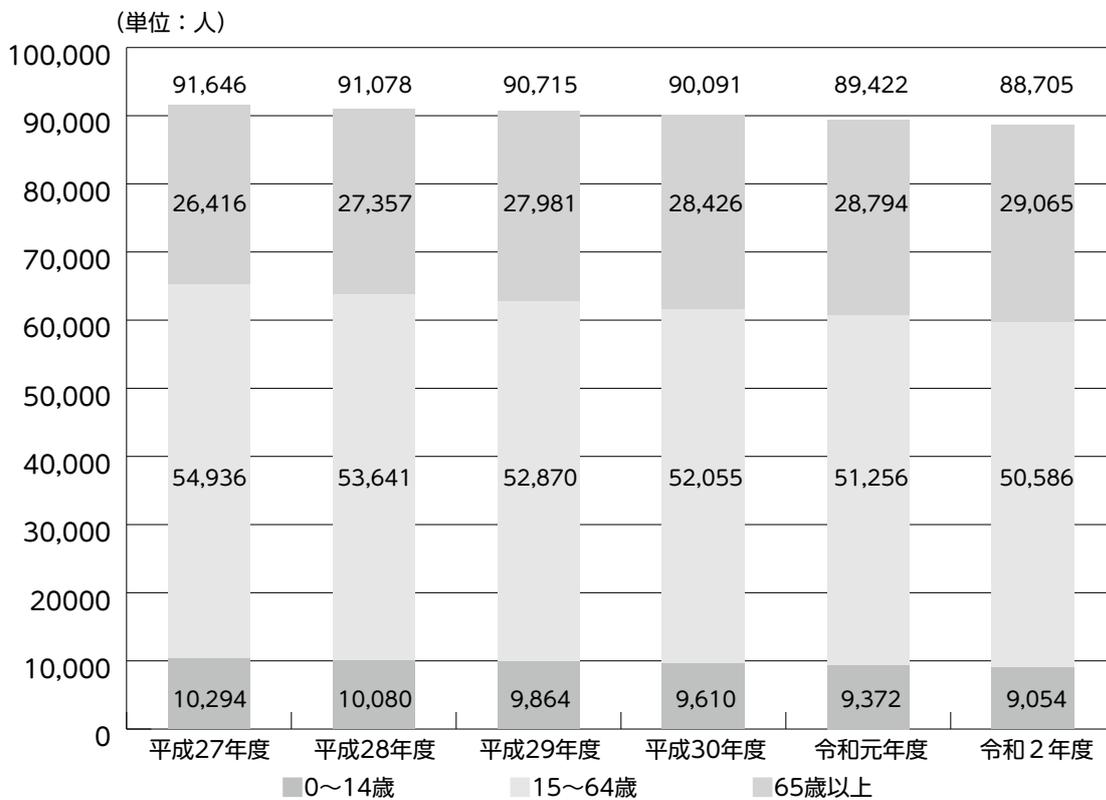
第2章 茂原市の状況

1 人口の状況

1. 人口の推移

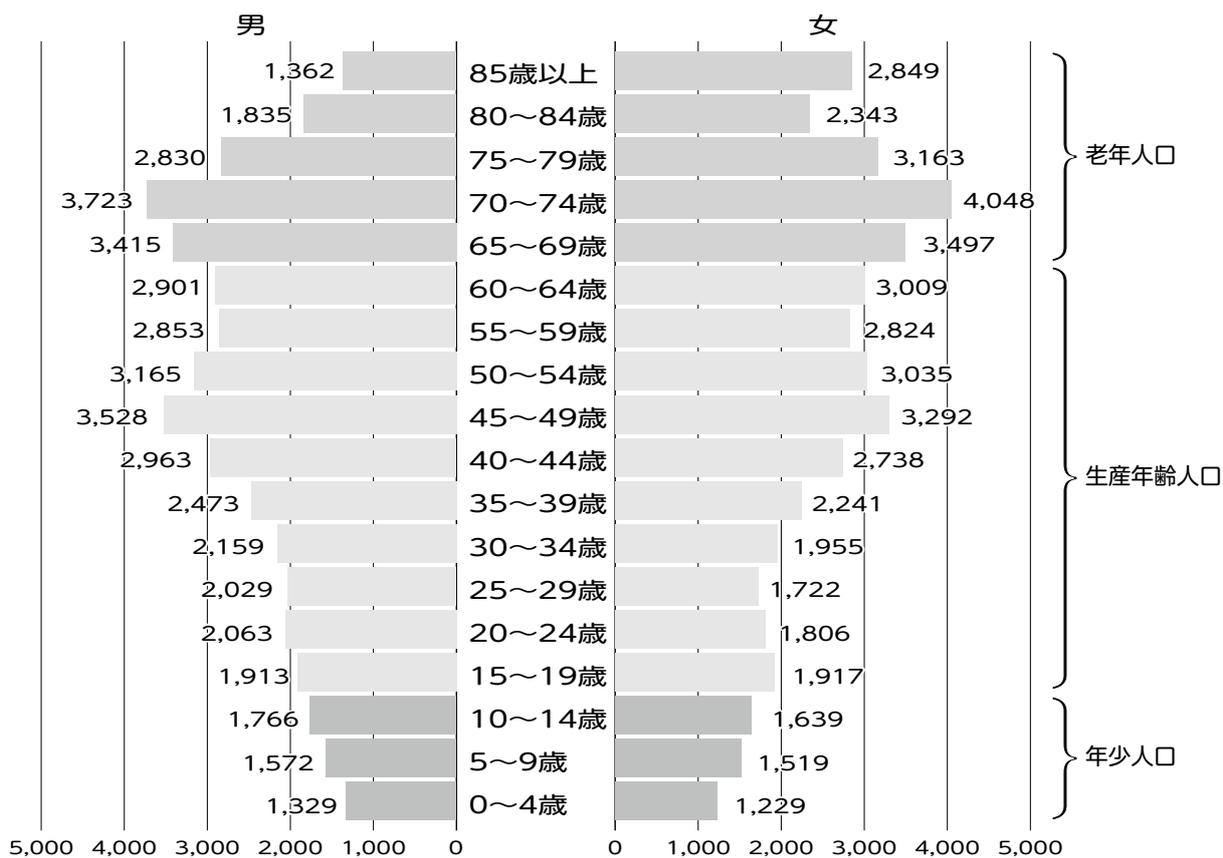
茂原市の近年の状況を住民基本台帳人口で見ると、毎年減少傾向で推移しており、令和2年には88,705人となっています。

年齢構成別をみると、65歳以上の高齢者人口が年々増加しているのに対し、その他の人口は減少しており、少子高齢化が着実に進んでいます。65歳以上の高齢者人口が平成28年から人口の30%を超え、令和2年には32.77%を占めました。



また、令和2年4月1日現在の5歳階級別の人口をみると、70歳から74歳の年代の人口がひととき多くみられ、本計画の終了を迎える令和5年度には、その多くが後期高齢者となります。平成29年からの3年間で、0歳～4歳の階級別人口が328人減り、85歳以上の階級別人口が439人増えています。

5歳階級別人口（令和2年）

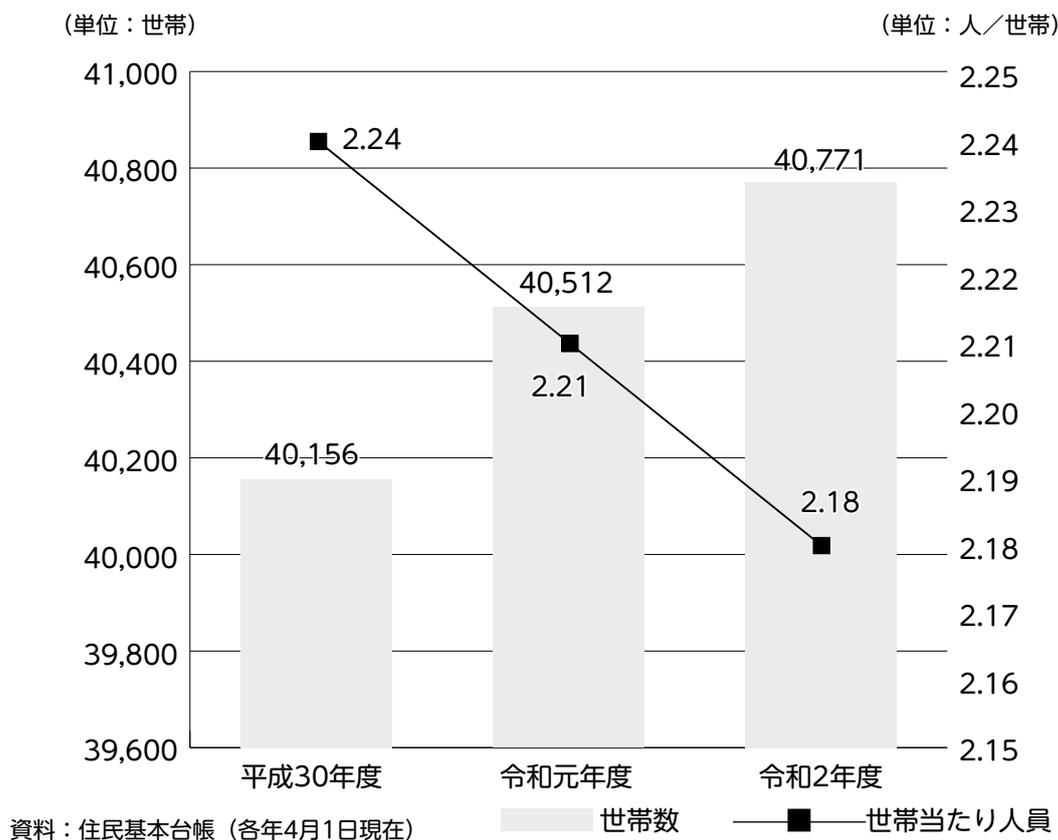


資料：住民基本台帳（令和2年4月1日現在）

2. 世帯や家族構成の縮小化

茂原市における世帯数をみると、人口が減少している一方で、世帯数は増加傾向が続いており、令和2年は40,771世帯となりました。平成30年からの2年間で、615世帯増加しています。

一方、世帯当たりの構成人員は、平成30年の2.24人から令和2年には2.18人へと減っており、世帯規模家族構成が縮小し、核家族化が進んでいることがわかります。



2 障害者手帳所持者数の状況

1. 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳の所持者数は、令和元年度（令和2年3月31日現在）に4,243人となりました。障害者手帳所持者のうち、身体障害者手帳の所持者が67.48%を占め、最も多くなっていますが、精神障害者手帳の所持者の構成比が年々増加しています。

また、茂原市の総人口に対する手帳所持者の割合をみると、微増傾向で推移しています。

障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
所持者数	身体障害者手帳	2,919	2,964	2,863
	療育手帳	622	660	672
	精神障害者保健福祉手帳	568	639	708
	手帳所持者数	4,109	4,263	4,243
対総人口に	身体障害者手帳	3.24%	3.32%	3.23%
	療育手帳	0.69%	0.74%	0.76%
	精神障害者保健福祉手帳	0.63%	0.72%	0.80%
	手帳所持者総数	4.56%	4.77%	4.78%

<参考>

千葉県内における総人口に対する障害者手帳所持者の割合を地域別にみると、茂原市の属する長生健康福祉センター管轄においては、身体・療育・精神の3障害を合わせた割合は、平成29年度から0.33%増加の5%となり、県内で5番目に高くなっています。

千葉県の身体・療育・精神の3障害を合わせた障害者手帳所持者数の総人口に対する割合は、平成29年度と比較してみると、3障害全て増加しています。茂原市と同様に、千葉県全体でも精神障害者手帳所持者の増加が著しくなっています。

千葉県内地域別にみる総人口に対する手帳所持者の割合

上段：手帳所持者数（人）
下段：総人口に対する手帳所持者の割合（%）

地域別人口 (健康福祉センター別)	身体障害者 手帳所持者	療育手帳 所持者	精神障害者 保健福祉手帳 所持者	地域別合計
習志野	12,661	2,998	3,811	19,470
484,346	2.61	0.62	0.79	4.02
市川	13,534	3,469	5,513	22,516
662,799	2.04	0.52	0.83	3.40
松戸	20,892	5,536	6,709	33,137
828,037	2.52	0.67	0.81	4.00
野田	5,263	1,431	1,314	8,008
154,330	3.41	0.93	0.85	5.19
印旛	19,987	5,206	5,981	31,174
730,294	2.74	0.71	0.82	4.27
香取	3,995	926	590	5,511
109,372	3.65	0.85	0.54	5.04
海匝	4,758	1,328	1,143	7,229
160,790	2.96	0.83	0.71	4.50
山武	6,798	1,775	1,635	10,208
204,175	3.33	0.87	0.80	5.00
長生	5,134	1,169	1,092	7,395
147,846	3.47	0.79	0.74	5.00
夷隅	3,338	637	495	4,470
70,811	4.71	0.90	0.70	6.31
安房	5,265	1,116	960	7,341
123,349	4.27	0.90	0.78	5.95
君津	11,471	2,794	2,088	16,353
327,217	3.51	0.85	0.64	5.00
市原	8,464	2,136	2,080	12,680
274,780	3.08	0.78	0.76	4.61
千葉市	29,799	7,192	9,162	46,153
973,121	3.06	0.74	0.94	4.74
船橋市	15,968	3,571	5,377	24,916
643,971	2.48	0.55	0.83	3.87
柏市	11,915	2,754	3,553	18,222
426,128	2.80	0.65	0.83	4.28
県全体合計	179,242	44,038	51,503	274,783
6,321,366	2.84	0.70	0.81	4.35

資料：千葉県健康福祉部障害者福祉推進課平成29年3月31日現在
千葉県年齢別・町丁字別人口令和29年4月1日現在

2. 身体障害のある人

身体障害者手帳の所持者数は、令和元年度末現在2,863人で、平成29年度からの2年間で56人減少しており、「第5期茂原市障害福祉計画・第1期茂原市障害児福祉計画」の策定時と同様に減少傾向にあります。

級別の状況をみると、重度である1級及び2級の手帳所持者の割合が、身体障害者手帳所持者数の約半分を占めています。

身体障害者手帳所持者数の級別の推移

(単位：人)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
等 級	1級	1,005	1,035	1,018
	2級	447	436	416
	3級	440	455	435
	4級	739	735	706
	5級	139	143	137
	6級	149	160	151
計		2,919	2,964	2,863

3. 知的障害のある人

療育手帳の所持者数は、令和元年度末現在672人で、平成29年度からの2年間で50人増加しており、「第5期茂原市障害福祉計画・第1期茂原市障害児福祉計画」の策定時と同様に、緩やかな増加傾向にあります。

程度別の状況をみると、重度の療育手帳所持者数は横ばいですが、軽度の手帳所持者数は増加傾向にあります。

療育手帳所持者数の程度別・年齢別の推移

(単位：人)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
年 齢	18歳未満	121	137	138
	18歳以上	501	523	534
程 度	軽度	205	228	238
	中度	131	146	147
	重度	286	286	287
計		622	660	672

4. 精神障害のある人

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和元年度末現在708人で、平成29年度からの2年間で140人増加しています。各等級がそれぞれ増加していますが、2級（中度）の手帳所持者は増加者数の70%を占めて著しく増加し、精神障害者保健福祉手帳所持者数全体の63.42%を占めています。

また、精神通院医療受給者証所持者数は、令和元年度末現在1,259人で、平成29年度から136人増加し、増加が著しい傾向となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の級別及び
精神通院医療受給者証所持者数の推移

(単位：人)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
等 級	1級(重度)	90	92	94
	2級(中度)	351	402	449
	3級(軽度)	127	145	165
計		568	639	708
自立支援医療 (精神通院医療)受給者		1,123	1,180	1,259

第2編 第6期茂原市障害福祉計画

第1章 計画の概要

1 計画の目的と期間

障害福祉サービスの提供体制の確保、その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施を図るため、第6期茂原市障害福祉計画（以下、「第6期計画」といいます。）を策定しています。

計画期間は、令和3～5年度の3年間とします。

2 第5期茂原市障害福祉計画からの変更点

国の定めた基本指針に基づき、以下の点が第5期茂原市障害福祉計画から変更になりました。

(1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人の地域移行支援・地域定着支援・共同生活援助・自立生活援助の利用者数、および協議の場における具体的な成果目標を掲げることで、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

(2) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化を図るため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保を目指します。

(3) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービスが多様化している中、利用者が真に必要なとする障害福祉サービスの提供を行うため、様々な取組を実施する体制の構築を目指します。

(4) 発達障害者等に対する支援

発達障害者又は発達障害児（以下「発達障害者等」という。）の早期発見・早期支援ため、発達障害者等及びその家族等に対する支援体制の充実を目指します。

※発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものです。

第2章 第5期茂原市障害福祉計画の 達成状況

1 第5期茂原市障害福祉計画の達成状況

第5期茂原市障害福祉計画で定めた成果目標の達成状況は次のとおりです。

1. 成果目標の達成状況

(1) 施設入所者の地域生活への移行

「施設入所者の地域生活への移行」については、平成28年度末を基点に令和2年度末に施設入所者数2人の減少を目標としました。令和2年度末には、97人となることを見込んでいます。

「施設入所者の地域生活への移行」の成果目標の達成状況

	平成28年度	実績見込み
施設入所者数の目標		93人
施設入所者数の実績	95人	97人
地域移行者数の目標（累計）		9人
地域移行者数の実績（累計）		3人

※実績見込みは、令和2年10月時点の見込み

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」とは、精神障害者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉、介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのことです。目標では、令和2年度末までに設置するとしていましたが、現状で設置には至っておりません。引き続き、長生郡市総合支援協議会と連携し、設置に向けた検討を進めていきます。

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の成果目標の達成状況

	目標	実績見込み
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	設置	未設置

※長生郡市総合支援協議会

相談支援事業を始めとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して、中核的な役割を果たす組織。障害のある人となない人が、共に暮らすことのできる地域づくりのため、市民、事業者、長生郡市の行政が話し合い、協働して取り組みを進めます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

「地域生活支援拠点等」とは、障害のある人の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障害のある人・子どもの地域生活支援を推進する観点から、相談、体験の機会、緊急時の対応など、様々な支援を切れ目なく提供する拠点やネットワークのことで、目標では、令和2年度までに1か所を整備するとしていましたが、令和2年度までの整備は難しい見込みとなっています。今後は施設を拠点とした整備と、地域における機能分担による「面的整備」も含め、今後も検討を継続していきます。

「地域生活支援拠点等の整備」の成果目標の達成状況

	目標	実績見込み
地域生活支援拠点等の整備	1か所	未整備

(4) 福祉施設から一般就労への移行

一般就労への移行については、移行者数の実績は目標を下回る見込みですが、就労移行支援事業の利用者数は、実績が目標を上回る見込みです。

就労移行率3割以上の事業所数の割合や就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率は、実績が目標を上回る見込みです。

「福祉施設から一般就労への移行」の成果目標の達成状況

	目標	実績見込み
一般就労移行者数	18人	17人
就労移行支援事業利用者数	48人	50人
就労移行率3割以上の事業所数の割合	50%以上	66.7%
就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率	80%以上	100%

※実績見込みは、令和2年10月時点の見込み

2. 障害福祉サービス等の利用状況

(1) 障害福祉サービスの利用状況

福祉サービス		計画		実績		見込	単位
		H30年度	R1年度	H30年度	R1年度	R2年度	
訪問系	居宅介護	1,360	1,445	1,100	1,055	1,701	時間/月
		80	85	74	69	83	実人/月
	重度訪問介護	1,200	1,200	985	746	608	時間/月
		6	6	7	6	5	実人/月
	同行援護	162	180	136	143	119	時間/月
		9	10	10	10	9	実人/月
行動援護	0	0	0	0	0	時間/月	
	0	0	0	0	0	実人/月	
重度障害者等 包括支援	0	0	0	0	0	時間/月	
	0	0	0	0	0	実人/月	
日中活動系	生活介護	3,885	3,990	3,872	3,902	3,924	延人日/月
		185	190	190	194	198	実人/月
	自立訓練 (機能訓練)	17	17	0	0	0	延人日/月
		1	1	0	0	0	実人/月
	自立訓練 (生活訓練)	96	108	106	122	139	延人日/月
		8	9	11	11	14	実人/月
	就労移行支援	700	770	550	428	542	延人日/月
		40	44	32	23	27	実人/月
	就労継続支援 (A型)	320	340	248	207	236	延人日/月
		16	17	13	10	11	実人/月
	就労継続支援 (B型)	3,086	3,251	2,887	3,219	3,544	延人日/月
		187	197	176	198	219	実人/月
就労定着支援	4	5	2	4	5	実人/月	
療養介護	248	279	248	279	279	延人日/月	
	8	9	8	9	9	実人/月	
短期入所 (福祉型)	245	280	182	173	172	延人日/月	
	28	32	30	33	20	実人/月	
短期入所 (医療型)	35	40	21	19	17	延人日/月	
	7	8	5	3	3	実人/月	
施設系 居住支援	自立生活援助	3	3	0	0	1	実人/月
	施設入所支援	102	102	100	101	97	実人/月
	共同生活援助	73	77	74	95	100	実人/月
相談支援	計画相談支援 (サービス利用計画)	104	123	97	89	85	実人/月
	地域移行支援	2	3	2	2	2	実人/月
	地域定着支援	1	2	0	0	9	実人/月

(実績は各年10月利用分の実績)

(2) 地域生活支援事業の利用状況

事業名		計画		実績		見込	単位
		H30年度	R1年度	H30年度	R1年度	R2年度	
必須事業							
相談支援事業	障害者相談支援事業	1	1	1	1	1	か所
	地域総合支援協議会	有	有	有	有	有	実施の有無
	基幹相談支援センター	無	無	無	無	無	実施の有無
	市町村相談支援機能強化事業	有	有	有	有	有	実施の有無
	住宅入居等支援事業(住居サポート事業)	無	無	無	無	無	実施の有無
成年後見制度利用支援事業		2	3	2	4	4	人
成年後見制度法人後見支援事業		有	有	無	無	無	実施の有無
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	12	13	15	18	16	利用者数
		84	91	190	174	135	延利用件数
	要約筆記者派遣事業	2	2	0	0	2	利用者数
		2	2	0	0	2	延利用件数
手話通訳者設置事業		1	1	1	1	1	か所
日常生活用具給付事業	介護訓練支援用具	6	7	4	3	5	給付件数
	自立生活支援用具	8	8	5	8	7	給付件数
	在宅療養等支援用具	9	9	11	7	7	給付件数
	情報・意思疎通支援用具	6	6	9	9	5	給付件数
	排せつ管理支援用具	2,329	2,376	2,347	2,306	2,370	給付件数
	住宅改修費	4	4	0	1	1	給付件数
手話奉仕員養成研修事業		10	10	7	6	4	人
移動支援事業		9	9	6	6	8	か所
		14	14	16	18	18	実人/年
		1,400	1,400	1,360	1,225	1,000	時間/年
地域活動支援センター事業	Ⅰ型	1	1	1	1	1	か所
		31	31	89	79	80	実人/年
	Ⅱ型	0	0	0	0	0	か所
		0	0	0	0	0	実人/年
	Ⅲ型	2	2	1	1	1	か所
		12	12	1	1	1	実人/年
その他の地域生活支援事業(市が自主的に取り組む事業)							
訪問入浴サービス事業		8	9	9	9	8	実人/年
知的障害者職親委託事業		1	1	1	1	1	実人/年
日中一時支援事業		26	29	48	57	60	実人/年
自動車運転免許取得・改造助成事業		4	4	1	1	4	実人/年

(実績は各年1年分の実績)

第3章 サービス事業量の見込みと 提供体制の確保策

1 障害福祉サービスの見込みと確保のための方策

障害福祉サービスを「訪問系サービス」「日中活動系サービス」「居住支援・施設系サービス」「相談支援」の4つの分野ごとに見込みます。

多様化する障害福祉サービスを適正に提供するため、4つの分野すべての障害福祉サービスにおいて、障害のある人が真に必要とするサービスの把握に努めます。

(1) 訪問系サービス

<事業の概要>

居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅にて入浴、排せつ、食事等の介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由のある人または重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する人で、常時介護を必要とする人に、居宅にて入浴、排せつ及び食事の介護、外出時の移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆、代読）を含む、外出支援を行います。
行動援護	知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する人で常時介護を必要とする人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な支援、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等 包括支援	常時介護を必要とする人で意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人ならびに知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する人に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所など複数のサービスを包括的に提供します。

<見込み>

福祉サービス		R 3年度	R 4年度	R 5年度	単位
訪問系	居宅介護	1,722	1,743	1,764	時間/月
		89	92	95	実人/月
	重度訪問介護	612	750	888	時間/月
		5	6	7	実人/月
	同行援護	122	125	128	時間/月
		11	12	13	実人/月
	行動援護	0	0	0	時間/月
		0	0	0	実人/月
	重度障害者等包括支援	0	0	0	時間/月
		0	0	0	実人/月

<見込量を確保するための方策>

- 訪問系サービスの前計画の実績については、利用時間、利用者数ともに計画値を下回っていますが、今後は施設入所者や長期入院者の地域生活への移行などで、利用時間、利用者とも増加が見込まれます。そのため現在サービスを提供している事業所に対して、事業の拡充やヘルパーの育成などを働きかけるとともに、介護保険制度のサービス提供事業所も含め新規事業所の参入について働きかけていきます。
- 既存のヘルパーのレベルアップ及び同行援護に従事するガイドヘルパーの確保に向けて、県が開催する研修への積極的な参加を促し、障害福祉サービスの質の向上を目指し、障害者の多様なニーズに対応し、社会参加の促進を図っていきます。
- 行動援護、重度障害者等包括支援のサービスについては、過去に利用実績がなく、サービス提供を希望される人もいないため、見込まないこととしました。
- 安定したサービスの確保や障害のある人のニーズに対応するため、事業所等の人材の確保について、千葉県や長生圏域町村と連携し、人材確保に取り組んでいきます。

(2)日中活動系サービス

<事業の概要>

生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、事業所において入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能向上に必要な「機能訓練」や、生活能力の向上に必要な「生活訓練」を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練及び求職活動に関する支援を行います。
就労継続支援 (A・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、生産活動などの機会を通じて、その知識や能力向上のために必要な訓練を行います。 A型(雇用型)・B型(非雇用型)があります。
就労定着支援	一般企業等に就労した人が職場に定着できるよう、就労に伴う生活面での様々な課題に対して、一定期間、企業・自宅への訪問などにより、連絡調整や指導・助言等の支援を行います。
療養介護	医療的ケアに加え、常時介護の必要な人に、医療機関で、機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合など、短期間、夜間を含めて施設にて、入浴、排せつ、食事のほか必要な介護等の支援を行います。

<見込み>

福祉サービス		R 3年度	R 4年度	R 5年度	単位
日中活動系	生活介護	4,038	4,152	4,266	延人日/月
		220	231	242	実人/月
	自立訓練 (機能訓練)	12	12	24	延人日/月
		1	1	2	実人/月
	自立訓練 (生活訓練)	223	249	275	延人日/月
		18	20	22	実人/月
	就労移行支援	618	694	770	延人日/月
		31	35	39	実人/月
	就労継続支援 (A型)	239	260	281	延人日/月
		12	13	14	実人/月
	就労継続支援 (B型)	3,710	3,876	4,042	延人日/月
		232	245	258	実人/月
	就労定着支援	8	10	12	実人/月
	療養介護	310	310	341	延人日/月
		10	10	11	実人/月
	短期入所 (福祉型)	178	184	190	延人日/月
21		22	23	実人/月	
短期入所 (医療型)	22	27	32	延人日/月	
	4	5	6	実人/月	

<見込量を確保するための方策>

- 「日中活動系サービス」については、今後も障害のある人一人ひとりの希望や状況にあった、日中活動の利用を促進します。
- 就労系事業所に関しては、障害者優先調達法による官公署による発注の方策を検討し、運営強化や工賃向上への取り組みを支援します。
- 就労定着支援については、身近な地域で事業所が不足しています。一般就労による様々な生活面での課題に対して適切な支援を行うため、就労移行支援実施事業所を中心に、当該事業への参入を積極的に促進します。
- 短期入所については、施設が少ない状況であり、現在のサービス提供事業所に対し事業の拡充を促すことや、新規事業所に参入の働きかけを行うとともに、緊急時の受入体制の整備についても働きかけていきます。

(3) 居住支援・施設系サービス

<事業の概要>

自立生活援助	共同生活援助または施設入所支援を受けていた人が安心して自立生活ができるよう、生活の悩みなどについて、定期的な巡回訪問や電話やメールなどで随時相談し、必要な情報の提供などの援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に対し、夜間や休日において、入浴、排せつまたは食事の介護等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活を送るために必要な援助を行います。また、入浴、排せつ、食事等の介護が必要と認められた人には必要なサービスも提供します。

<見込み>

福祉サービス		R 3年度	R 4年度	R 5年度	単位
施設系 居住支援	自立生活援助	2	4	6	実人/月
	うち精神障害者	1	2	3	実人/月
	施設入所支援	97	96	95	実人/月
	共同生活援助	109	117	126	実人/月
	うち精神障害者	50	53	56	実人/月

<見込量を確保するための方策>

- 自立生活援助については、身近な地域に事業所がないことから、当該事業への参入を、相談支援事業所などを中心に、積極的に促進することで、本人の意思を尊重し安心して地域で生活することができるよう支援します。
- グループホーム利用者の経済的負担の軽減を図るため、家賃助成を行います。また、身近な地域でグループホームが設置されるよう、事業所の参入を促すとともに、運営主体に対しては、円滑に事業が実施できるよう支援を行います。
- 生活ホームについても、障害のある人の地域移行のための社会資源として活用できるよう、家賃補助及び運営主体に対して支援を行うとともに、生活ホームを運営する事業所が、グループホームへの移行を希望する場合には、円滑に移行ができるような支援を行います。

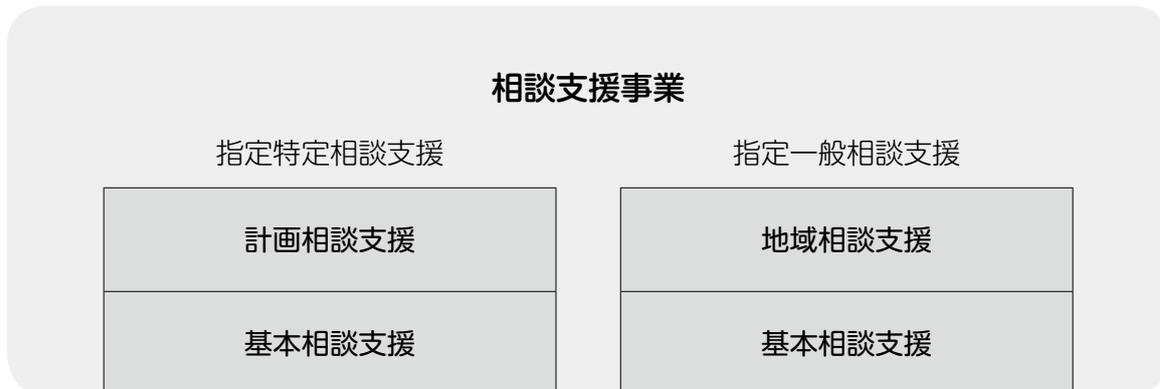
(4) 相談支援

<事業の概要>

基本相談支援	障害のある人等からの相談に応じて、必要な情報提供や助言、サービス利用の調整等を行います。
計画相談支援	○サービス利用支援 障害福祉サービスの支給決定前に、サービス等利用計画案を作成。支給決定後には、サービス事業所等と連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。 ○継続サービス利用支援 支給決定されたサービスの検証（モニタリング）を行い、サービス事業所等と連絡調整等を行います。
地域相談支援	○地域移行支援 障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設等を利用する18歳以上の人を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。 ○地域定着支援 居宅において単身で生活している人を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時の必要な支援を行います。

<事業実施への考え方>

相談支援事業は、「基本相談支援」を共通の基礎的な事業として、「計画相談支援」及び「地域相談支援」を行う2階建ての事業形態になっています。



<見込み>

福祉サービス	R3年度	R4年度	R5年度	単位
計画相談支援	170	193	216	実人/月
地域移行支援	5	6	7	実人/月
うち精神障害者	3	4	5	実人/月
地域定着支援	8	9	10	実人/月
うち精神障害者	3	4	5	実人/月

<見込量を確保するための方策>

- 指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所、サービス提供事業所、医療機関などの関係機関との連携体制の強化を図ることで、より質の高い相談支援体制の確立と、障害のある人が早い段階から気軽に相談できるような支援体制を目指します。
- 障害福祉サービス利用者やその家族、介護者等からの相談内容を正確に把握したサービス等利用計画を作成するため、既存の相談支援専門員の育成と新規相談支援専門員の確保に努めます。
- 千葉県が実施する専門的・広域的な相談支援との連携を強化し、地域の相談支援機能の充実を図ります。

2 地域生活支援事業の見込みと確保のための方策

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が主体となって、地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施する事業です。特に生活上の相談、手話通訳者等の派遣・設置、日常生活用具の給付、移動支援、地域活動支援センターなど、障害のある人の日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」とされています。

さらに、市町村や都道府県が地域の実情等に合わせ、任意に行うことの出来る「任意事業」を実施することにより、より効果的なサービスを提供するものです。

茂原市においては、今まで実施していた事業を引き続き地域生活支援事業の枠組みの中で実施し、実施していない事業については、引き続き障害のある人のニーズや課題等を勘案し、事業の実施について検討します。

(1) 理解促進研修・啓発事業（必須事業）

<事業の概要>

障害のある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人への理解を深めるための研修・啓発を通じて地域社会に対して働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ることを目的としています。

<見込み>

事業名	R 3年度	R 4年度	R 5年度	単位
必 須 事 業				
理解促進研修・啓発事業	有	有	有	実施の有無

<見込量を確保するための方策>

- 精神障害や内部障害等、見た目では判りづらい障害のある人への理解が進むよう、啓発活動を推進します。しかしながら、理解促進や意識啓発は、即時的な効果が出にくい面があります。啓発活動は誰もが暮らしやすい共生社会の実現を図るためには重要な取り組みであり、主に広報活動による理解と啓発促進を推進します。

(2) 自発的活動支援事業（必須事業）

<事業の概要>

障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人やその家族、地域住民等による地域において自発的に行う活動を支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的としています。

<見込み>

事業名	R 3年度	R 4年度	R 5年度	単位
必 須 事 業				
自発的活動支援事業	有	有	有	実施の有無

<見込量を確保するための方策>

○ 主に災害対策支援等への支援を実施します。障害者団体やボランティア団体との連携のもと、引き続き実施していきます。

また、障害のある人の自らの意思で、ピアサポートやボランティア活動などの社会参加が進むよう、支援策について検討していきます。

(3) 相談支援事業（必須事業）

<事業の概要>

障害のある人・子ども、その保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供を行うことや、虐待防止や権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。

事業名	事業の内容
障害者相談支援事業	障害のある人の福祉に関する問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他権利擁護のために必要な援助などを行うものです。
地域総合支援協議会	上記の相談支援事業を効果的に実施するためには、地域において障害のある人を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、相談支援事業を実施するにあたっては、協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進する中核的な役割を担うものです。

基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業ならびに身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく相談等の業務を総合的に行うことを目的とする施設です。（市町村が必要に応じ設置することができますとされています。）
市町村相談支援機能強化事業	相談支援機能の強化のため、一般的な相談支援に加え、困難ケースに対応するため、専門職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置するものです。
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な人に対し、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて地域生活を支援するものです。

<見込み>

事業名		R3年度	R4年度	R5年度	単位
必須事業					
相談支援事業	障害者相談支援事業	1	1	1	か所
	地域総合支援協議会	有	有	有	実施の有無
	基幹相談支援センター	無	無	有	実施の有無
	市町村相談支援機能強化事業	有	有	有	実施の有無
	住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	無	無	無	実施の有無

<見込量を確保するための方策>

- 相談支援事業については、市障害福祉課が実施しているほか、長生圏域内2事業所に専門的職員を配置する事業を委託により実施していますが、障害者相談員や民生委員等への相談など、身近な地域から障害のある人の地域生活を支援し、利用者本位のケアマネジメントが展開できるよう、指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の育成を図るとともに、「基幹相談支援センター」についても令和5年度の実施を目的に設置を検討していきます。
- 周辺町村との連携のもと、指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所、サービス提供事業所、関係機関とのネットワーク化を図るため、中核的な役割を果たす協議の場として、長生郡市総合支援協議会を運営し、長生地域を圏域とした相談支援体制のあり方を検討します。
- 住宅入居等支援事業については、見込量を実施無しとしています。具体的なニーズが把握できた際には実施に向けて検討していきます。
- 障害者虐待事案の解決に関しては、関係機関と連携した支援体制づくりを図ります。

- 差別解消法についての周知・啓発を行い、長生郡市差別解消支援地域協議会と連携し、差別解消に向けた地域の体制づくりを進めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業（必須事業）

<事業の概要>

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害または精神障害のある人に対し、本人や親族による後見等の申立てが困難な場合、成年後見制度の申立てを行うことや成年後見人等の報酬助成を行うことにより、障害のある人の権利擁護を図ることを目的としています。

<見込み>

事業名	R 3年度	R 4年度	R 5年度	単位
必 須 事 業				
成年後見制度利用支援事業	4	5	6	実人／年

<見込量を確保するための方策>

- 成年後見制度利用支援事業を必要な人が確実に制度に結び付くよう、周知・啓発に努めます。また、今後障害者本人や家族の高齢化により、成年後見人等が必要なケースが増えると見込まれるため、高齢者分野の地域包括支援センターとの連携を踏まえ充実を図ります。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業（必須事業）

<事業の概要>

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある人の権利擁護を図ることを目的としています。

<見込み>

事業名	R 3年度	R 4年度	R 5年度	単位
必 須 事 業				
成年後見制度法人後見支援事業	無	無	有	実施の有無

<見込量を確保するための方策>

- 法人後見ができる団体と研修などによる啓発活動のほか、体制の整備など事業実施について協議していきます。

- 市民後見のあり方については、高齢者分野の地域包括支援センターと連携して調査・研究を行っていきます。

(6) 意思疎通支援事業（必須事業）

<事業の概要>

聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳、要約筆記者等の方法により、障害のある人等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的としています。

また、今後は、感染症等さまざまな理由で手話通訳者の派遣が困難な状況に対応するため、タブレット端末等を利用し離れた場所から手話通訳を可能とする「遠隔手話通訳」の必要性についても検討してまいります。

事業名	事業の内容
手話通訳者派遣事業	聴覚等に障害のある人とその他の者の意思疎通を円滑にするため、手話通訳者を派遣します。
要約筆記者派遣事業	聴覚等に障害のある人に、話の内容をその場で文字にして伝える要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	手話通訳者を市役所に設置して、聴覚等に障害のある人とその他の者の意思疎通を円滑にします。

<見込み>

事業名		R 3年度	R 4年度	R 5年度	単位
必 須 事 業					
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	18	19	20	実人/年
		165	170	175	件/年
	要約筆記者派遣事業	2	2	2	実人/年
		2	2	2	件/年
	手話通訳者設置事業	1	1	1	か所

<見込量を確保するための方策>

- 手話通訳者及び要約筆記者の派遣については、社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会に委託し、実施します。
- 手話通訳者の設置については、障害福祉課内に配置し、実施します。
(週1回1名、水曜日午後に実施しています。)

(7)日常生活用具給付事業（必須事業）

<事業の概要>

障害のある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、自立の促進を図ることを目的としています。

用具の名称	内 容
介護訓練支援用具	身体介護を支援する体位変換器や移動用リフト、訓練に用いるいす等の用具。
自立生活支援用具	自立生活を支援する入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置等の入浴・食事・移動等の用具。
在宅療養等支援用具	在宅療養等を支援する透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等の用具。
情報・意思疎通支援用具	情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する点字器、人工喉頭等の用具。
排せつ管理支援用具	排せつ管理を支援するストーマ用装具等の衛生用品。
住宅改修費	移動等を円滑にする手すりの取付け、床段差の解消等の小規模な住宅改修に伴う費用の助成。

<見込み>

事業名		R 3年度	R 4年度	R 5年度	単位
必 須 事 業					
日常生活用具給付事業	介護訓練支援用具	4	5	5	件/年
	自立生活支援用具	7	7	7	件/年
	在宅療養等支援用具	8	9	9	件/年
	情報・意思疎通支援用具	8	8	8	件/年
	排せつ管理支援用具	2,380	2,390	2,400	件/年
	住宅改修費	1	1	1	件/年

<見込量を確保するための方策>

- 日常生活用具給付事業の周知に努め、利用の促進を図ります。
- 安定した日常生活を送るため、利用希望者一人ひとりの障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

(8)手話奉仕員養成研修事業（必須事業）

<事業の概要>

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、聴覚に障害がある人、意思疎通を図ることに支障がある人等の自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。

<見込み>

事業名	R 3年度	R 4年度	R 5年度	単位
必 須 事 業				
手話奉仕員養成研修事業	10	10	10	実人/年

<見込量を確保するための方策>

- 手話奉仕員の養成については、2か年で前期と後期に分けて講座を実施しています。

受講者数確保のため、受講生については広報にて募集します。

(9)移動支援事業（必須事業）

<事業の概要>

地域での自立した生活や社会参加の促進を目的に、屋外で移動が困難な障害のある人について、社会生活上不可欠な外出や、余暇活動等の社会参加のために移動の支援を行うものです。

<見込み>

事業名	R 3年度	R 4年度	R 5年度	単位
必 須 事 業				
移動支援事業	8	9	10	か所
	20	21	22	実人/年
	1,400	1,450	1,500	時間/年

<見込量を確保するための方策>

- 移動支援事業の周知を図り、障害のある人が文化芸術を享受鑑賞し、創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ることが出来るよう、安定したサービスの確保と質の向上を図るため実施事業所の充足に努めます。

(10) 地域活動支援センター事業（必須事業）

<事業の概要>

障害のある人の地域生活支援の促進等の便宜を供与することを目的とした地域活動支援センターを設置し、創作的活動や生産活動の機会の提供などを行うものです。

地域活動支援センターでは、上記の基礎的な事業を行うとともに、施設の類型（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の3種類）に応じて、各種訓練等を実施します。

類 型	事業の内容
地域活動支援センターⅠ型	精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進のための普及啓発事業を実施します。
地域活動支援センターⅡ型	地域において雇用・就労が困難な在宅者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。 (旧体系のデイサービス事業所、小規模通所授産施設、心身障害者小規模作業所等の移行を想定。)
地域活動支援センターⅢ型	地域において雇用・就労が困難な在宅者に対し、生産活動の機会を提供します。(旧体系の心身障害者小規模作業所、精神障害者共同作業所等の移行を想定。)

<見込み>

事業名		R 3年度	R 4年度	R 5年度	単位
必 須 事 業					
地域活動支援センター事業	Ⅰ型	1	1	1	か所
		80	80	80	実人/年
	Ⅱ型	0	0	0	か所
		0	0	0	実人/年
	Ⅲ型	2	2	2	か所
		12	12	12	実人/年

<見込量を確保するための方策>

○ 地域活動支援センターⅠ型については、長生圏域に1か所あり、相談支援事業等を併せて委託しています。

Ⅲ型については、長生圏域にはありませんが、他の地域の地域活動支援センターを利用されるケースがあるため、2か所の利用を見込んでいます。

(11)その他の地域生活支援事業（市が自主的に取り組む事業）

<事業の概要>

その他の地域生活支援事業については、その地域の資源、地域の特性などの実情により、市の判断により実施することができるとされており、障害福祉サービス、地域生活支援事業の必須事業と組み合わせて実施することにより、効果的なサービス提供が可能な事業です。

事業名	事業の内容
訪問入浴サービス事業	居宅での入浴が困難な寝たきりの身体障害のある人の生活を支援するため、居宅にて入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
知的障害者職親委託制度	知的障害のある人の自立更生を図るため、一定期間、更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行います。
日中一時支援事業	日中活動の場を確保し、日常的に介護している家族の就労支援及び一時的な休息を図ります。
自動車運転免許取得・改造助成事業	就労機会の拡大や社会活動への参加を促進するため、自動車運転免許を取得するための費用や、自動車の改造をする費用の一部を助成します。

<見込み>

事業名	R 3年度	R 4年度	R 5年度	単位
その他の地域生活支援事業（市が自主的に取り組む事業）				
訪問入浴サービス事業	9	10	11	実人／年
知的障害者職親委託事業	1	1	1	実人／年
日中一時支援事業	65	70	75	実人／年
自動車運転免許取得・改造助成事業	4	4	4	実人／年

<見込量を確保するための方策>

- その他の地域生活支援事業については、引き続きその事業水準を保てるように事業を継続していきます。
- 日中一時支援事業については、新規事業所の参入を働きかけていくなど、身近な地域で支援を受けられるようサービス提供基盤の充実に努めます。
- 今まで実施していない地域生活支援事業については、必要に応じて近隣町村と連携し、サービス事業所及び千葉県等の関係機関とも協議の上、事業実施に向けて検討します。

3 成果目標

第6期計画の計画終了年度である令和5年度に向けて以下の成果目標を掲げ、その達成に向けた施策を推進します。

1. 施設入所者の地域生活への移行

「施設入所者の地域生活への移行」について、国は、「施設入所者数を令和元年度末から1.6%以上削減すること」と、「令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること」を目標に掲げています。

茂原市では、入所者数の削減目標を5人、入所から地域生活に移行する人数の目標を6人と設定します。

「施設入所者の地域生活への移行」の成果目標

	令和元年度末実績	令和5年度目標
施設入所者数	100人	95人
令和元年度実績との比較		▲5人
削減率		5%
地域生活移行者数（累計）		6人
地域生活移行率（累計）		6%

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

「保健、医療、福祉関係者による協議の場（各圏域、各市町村）の設置」を目標に掲げ、茂原市でも設置に向け検討を進めておりましたが、令和2年度時点で未設置のため、今後も長生郡市総合支援協議会と連携し、令和5年度までの設置に向けて積極的に検討を進めていきます。なお、協議の場における目標設定については、設置後の協議の場にて、直近における実情にあった目標を設定していきます。

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の成果目標

	R3年度	R4年度	R5年度
協議の場の開催回数	0	0	2回
協議の場への関係者の参加者数	0	0	15人
保健	0	0	2人
医療（精神科）	0	0	2人
医療（精神科以外）	0	0	1人
福祉	0	0	5人
介護	0	0	3人
当事者	0	0	1人
家族	0	0	1人
目標設定及び評価の実施回数	0	0	2回

3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

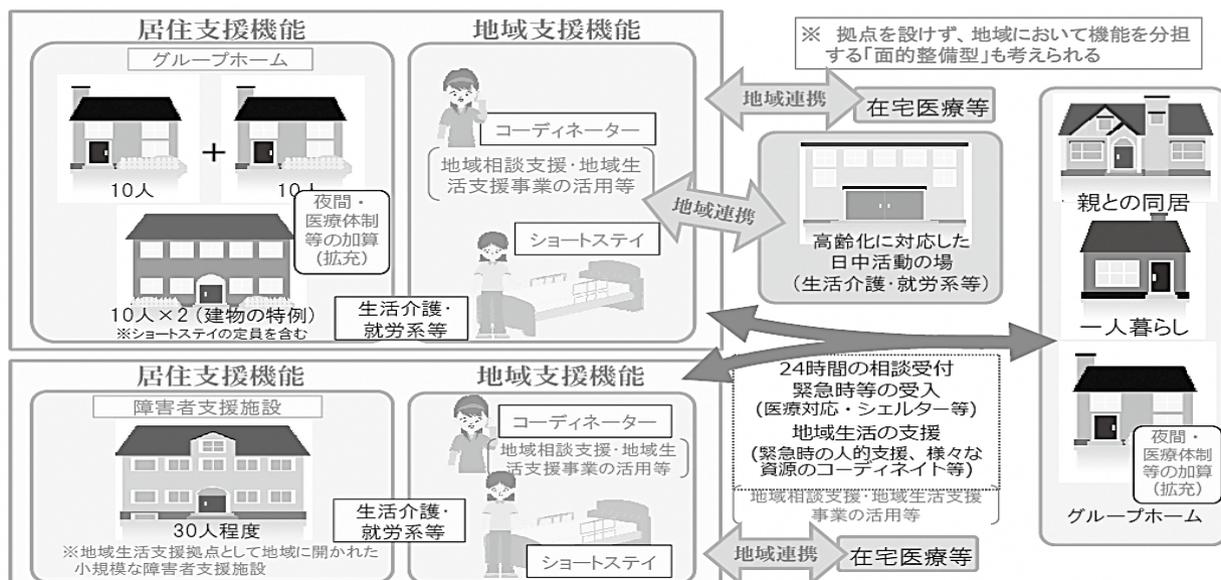
「地域生活支援拠点等」とは、障害のある人の高齢化、重度化や親亡き後を見据え、障害のある人の地域生活支援を推進する観点から、相談、体験の機会、緊急時の対応など、切れ目なく支援を提供する拠点やネットワークのことです。

整備については、施設を拠点とした整備と、拠点を設けず地域における機能分担による「面的整備」の両面から、茂原市において最も適した拠点としての機能を目指し、令和5年度までに整備できるよう、検討を継続していきます。

「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」の成果目標

	R3年度	R4年度	R5年度
地域生活支援拠点等の設置個所数	0	0	1か所
機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	0	0	1回

〔参考〕地域生活支援拠点のイメージ



資料：厚生労働省

4. 福祉施設から一般就労への移行等

「福祉施設から一般就労への移行等」について、国は「年間一般就労移行者数が令和元年度の1.27倍以上になること」を目標としており、具体的には、「就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和元年度の移行実績の1.30倍以上」とすることを基本としています。また、「就労継続支援については、一般就労が困難である障害のある方に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施すること等を鑑み、就労継続支援A型については、令和元年度

の移行実績の概ね1.26倍、就労継続支援B型については概ね1.23倍以上」を目標することを目標としており、茂原市では、16人と設定します。

さらに、国は、「就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用すること」また、「就労定着支援事業の就労定着率8割以上の事業所が全体の7割以上とすること」を目標として設定しています。そのため、茂原市では就労定着支援事業利用者を12人、就労定着率8割以上の事業所を70%以上と設定します。

「一般就労への移行」の成果目標

	令和元年度実績	令和5年度目標
年間一般就労移行者数（計）	12人	17人
就労移行支援	5人	7人
就労継続支援A型	1人	2人
就労継続支援B型	6人	8人
就労移行支援事業利用者数	28人	39人
就労定着支援事業利用者数	4人	12人
就労定着支援事業のうち就労定着率が8割以上の事業所		70%以上

(実績は1年分の実績)

5 相談支援体制の充実・強化等

「相談支援体制の充実・強化等」について、国は、令和5年度までに、各市町村又は各圏域において、「総合的・専門的な相談支援の実施」と「地域の相談支援体制の強化を実施する体制」を確保することを基本としています。

これらの取り組みを実施するにあたっては、現在、長生圏域ではその機能を「中核地域生活支援センター」が担っています。今後は令和5年度の実施を目途に設置を検討している「基幹相談支援センター」を含め、相談支援体制の充実・強化等について、長生郡市総合支援協議会等と連携し検討していきます。

「相談支援体制の充実・強化等」の成果目標

	R3年度	R4年度	R5年度
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言	8件	9件	10件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	8件	9件	10件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	4回	4回	4回

6. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、障害福祉サービス利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。

そのために、茂原市では、千葉県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修やその他の研修へ積極的に参加し、障害者総合支援法の具体的内容の理解を深めることで、障害福祉サービス等の利用状況を的確に把握し、障害のある人が真に必要とする障害福祉サービス等の提供に努めます。

「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」の成果目標

	R 3年度	R 4年度	R 5年度
障害福祉サービス等の研修への市職員参加人数	5人	5人	5人
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析、その結果を活用し、事業所等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数	有	有	有
	12回	12回	12回

7. 発達障害者等に対する支援

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるようライフサポートファイルの活用を推進していきます。また、療育支援コーディネーターや療育部門等の関係機関との連携を図るため、協議の場の設置を推進することにより、発達障害者等及びその家族等に対する支援体制の充実を目指します。

「発達障害者等に対する支援」の成果目標

	R 3年度	R 4年度	R 5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0	0	5人
ペアレントメンターの人数	0	0	1人
ピアサポートの活動への参加人数	0	0	5人

※ペアレントプログラム

発達障害の有無に関わらず、保護者や養育者を対象とした、子育て支援のプログラム

※ペアレントトレーニング

保護者や養育者を対象とし、発達障害の特性を踏まえた対応を学ぶトレーニング

※ペアレントメンター

発達障害の子どもを育てた経験があり、相談支援について養成トレーニングを受けた親

第3編 第2期茂原市障害児福祉計画

第1章 計画の概要

1 計画の目的と期間

障害児福祉サービスの提供体制の確保、その他障害者総合支援法・児童福祉法に基づく業務の円滑な実施を図るため、第2期茂原市障害児福祉計画（以下、「第2期計画」といいます。）を策定します。

計画期間は、令和3～5年度の3年間とします。

2 第1期茂原市障害児福祉計画からの変更点

障害者総合支援法及び児童福祉法の改正等及び国の定めた基本的な指針に基づき、障害児福祉サービスについては、以下の点が第1期茂原市障害児福祉計画から変更になりました。

(1) 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保に努めます。

(2) 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置とともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置について検討します。

第2章 第1期茂原市障害児福祉計画の 達成状況

1 第1期茂原市障害児福祉計画の達成状況

第1期茂原市障害児福祉計画で定めた成果目標の達成状況は次のとおりです。

1. 成果目標の達成状況

(1) 児童発達支援センターの設置

「児童発達支援センター」とは、障害のある子どもが日常生活において基本的動作を習得し、集団生活に適應できるように支援する施設であり、併せて地域の障害のある子どもやその家族の相談及び、障害のある子どもを預ける施設への援助・助言などを行う障害児支援の拠点施設です。目標では、圏域内の市町村や事業所との連携を維持しつつ、市単独での設置も視野に入れて検討するとしていましたが、現状で設置には至っていないため、引き続き検討を継続していきます。

「児童発達支援センターの設置」の成果目標の達成状況

	目標	実績見込み
児童発達支援センターの設置	設置	未設置

(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

「保育所等訪問支援を利用できる体制の構築」については、令和2年度までに、安定的に利用が継続できる体制の構築を目標としました。

現状では、保育所等訪問支援事業所は圏域内に1事業所のみとなっており、支援の提供体制としては不十分な状況です。

今後は、児童発達支援事業所などを中心に当該事業への参入を働きかけるとともに、療育支援コーディネーターにより指定障害児相談支援事業所や保育所等と関係機関との調整を図ることで連携を強化し、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を進めていきます。

(3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

「主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保」については、長生圏域での設置を前提に圏域内の市町村や事業所と連携して、令和2年度末までの確保を目標としました。

現状では、重症心身障害児に対する専門性を有する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置には至っていないため、引き続き確保に向けた検討を進めていきます。

「主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保」の成果目標の達成状況

	目標	実績見込み
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所 及び放課後等デイサービス事業所の確保	確保	未確保

(4) 医療的ケア児支援の協議の場の設置

「医療的ケア児支援の協議の場の設置」については、長生郡市総合支援協議会や長生圏域内の関係機関と連携し、平成30年度までの設置を目標としました。

現状では、協議の場の設置には至ってありませんが、平成30年から実施しております「療育支援コーディネーター事業」において保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関との連携を図っております。今後は、引き続き長生郡市総合支援協議会や長生圏域内の関係機関との連携を図り、設置に向けた協議を進めてまいります。

「医療的ケア児支援の協議の場の設置」の成果目標の達成状況

	目標	実績見込み
医療的ケア児支援の協議の場の設置	設置	未設置

2. 障害児通所支援の利用状況

福祉サービス	計画		実績		見込	単位	
	H30年度	R1年度	H30年度	R1年度	R2年度		
障害児通所支援	障害児相談支援	38	44	33	29	21	実人/月
	児童発達支援	538	613	588	526	521	延人日/月
		43	49	48	52	43	実人/月
	医療型児童発達支援	14	14	0	0	0	延人日/月
		2	2	0	0	0	実人/月
	放課後等デイサービス	1,485	1,650	1,430	1,523	1,848	延人日/月
		90	100	95	110	125	実人/月
	保育所等訪問支援	6	7	4	9	3	延人日/月
		6	7	4	9	3	実人/月
	居宅訪問型児童発達支援	1	1	0	0	0	延人日/月
1		1	0	0	0	実人/月	

※実績見込みは、令和2年10月時点の見込み

第3章 サービス事業量の見込みと 提供体制の確保策

1 障害福祉サービスの見込みと確保のための方策

1. 障害児通所支援

<事業の概要>

障害児相談支援	○障害児支援利用援助 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業所等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。 ○継続障害児支援利用援助 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業所等との連絡調整等を行います。
児童発達支援	身体・知的・精神（発達障害含む）に障害のある子ども等に対し、日常生活における基本的動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型 児童発達支援	肢体不自由のある子どもに対し、国が指定する医療機関に通わせ、上記児童発達支援の内容及び治療を行います。
放課後等 デイサービス	就学している障害のある子どもに対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練を継続的に行い、学校教育と相まって子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中、又は今後利用する予定の障害のある子どもに対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
居宅訪問型 児童発達支援	障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害のある子どもに対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	医療的ケア児等に対し、関連分野の支援に関する調整を行います。

<見込み>

事業名	R 3年度	R 4年度	R 5年度	単位
障害児相談支援	58	66	74	実人/月
児童発達支援	579	637	695	延人日/月
	47	51	55	実人/月
医療型児童発達支援	14	14	14	延人日/月
	2	2	2	実人/月
放課後等デイサービス	1,917	1,986	2,055	延人日/月
	134	143	152	実人/月
保育所等訪問支援	6	7	8	延人日/月
	6	7	8	実人/月
居宅訪問型児童発達支援	1	1	1	延人日/月
	1	1	1	実人/月
医療的ケア児等に関する コーディネーターの配置	0	0	1	実人/月

<見込量を確保するための方策>

- 放課後等デイサービス等については、多数の新規事業所の参入で利用時の選択肢が増え、また、利用しやすくなったことにより利用者数、利用日数がともに増加しています。
 今後も地域の児童発達支援センターとの連携を図るとともに、障害のある子どもがさまざまな場面で、適切な支援を受けられるよう、子どもの発育・発達や通院・入院の記録等をまとめておくことができる、「ライフサポートファイル」の活用を推進していきます。またサービスの受入れ体制の充実を促進するため、現在サービスを提供している事業所に対して事業の拡充や、新規事業所の参入について働きかけを行っていきます。
- 障害のある子どもの支援については、市の関係各課及び関係機関との連携を密にし、さらに子どもの成長を記録するライフサポートファイルを活用し、療育支援コーディネーターによる関係機関との連絡・調整を図ることで、よりきめ細やかな支援が提供できるよう進めていきます。居宅訪問型児童発達支援については、主に重度心身障害児が対象になるため、医療機関との連携のもと、サービス提供の確保を進めます。また、茂原市子ども・子育て支援事業計画との連携を図っていきます。
- 医療的ケアが必要な子どもの支援については、支援の総合的な調整を行う「医療的ケア児等に関するコーディネーター」の配置に向けた検討を進めます。

2 地域生活支援事業の見込みと確保のための方策

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が主体となって、地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施する事業です。

(1)療育支援コーディネーター事業（相談支援機能強化事業）

<事業の概要>

専門知識を持った「臨床心理士」により、障害のある子どもや、その家族等を含め、個々の発達状況や家庭状況にあった支援を行うため、医療、福祉、教育等の関係機関との連携、調整を図ることで療育の充実を目指すものです。

<見込み>

事業名	R 3年度	R 4年度	R 5年度	単位
療育支援コーディネーター事業	95	95	95	実人／年
	570	570	570	件／年

<見込量を確保するための方策>

- 療育支援コーディネーター事業については、「臨床心理士」が常勤している法人等に委託し、実施します。
- 長生郡市総合支援協議会の療育作業部会と連携し、事業の周知を図ってまいります。

3 成果目標

第2期計画の計画終了年度である令和5年度に向けて以下の成果目標を掲げ、その達成に向けた施策を推進します。

1 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

「児童発達支援センター」は、障害のある子どもが日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応できるように支援する施設であり、併せて地域の障害のある子どもやその家族への相談及び、障害のある子どもを預ける施設への援助・助言などを行う障害児支援の拠点施設です。

国は、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築をめざすため、令和5年度までに、各市町村に少なくとも1か所以上設置すること、市町村単独での確保が困難な場合には圏域で確保することを目標に掲げています。

茂原市では、障害児支援の中核となる「児童発達支援センター」について、圏域内の市町村や事業所との連携を維持しつつ、市単独での設置も視野に入れて検討してまいります。

「保育所等訪問支援」は、障害のある子どもが利用している保育所、幼稚園、学校などへ療育支援者が訪問し、障害特性に応じた環境調整や関わり方、集団への働きかけなど集団生活適応のための専門的支援を行う事業です。

国は、障害児の地域社会への参加・包容を維持するため、市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目標に掲げています。

茂原市では、児童発達支援センターの設置に向けての検討と併せ、圏域内の事業所、保育所等と連携し、安定的に利用が継続できる体制の構築に向けて検討及び調整を進めます。

2 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、国は、都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを目標に掲げています。

茂原市では、児童発達支援センターの設置に向けた検討と併せ、千葉県の変向を注視しつつ、難聴児支援のための体制の構築について検討してまいります。

3 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

「主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所」について、国は、令和5年度までに、各市町村に少なくとも1か所以上確保すること、市町村単独での確保が困難な場合には圏域で確保することを目標に掲げています。

茂原市では、重症心身障害児に対する専門性を有する「児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所」を確保するため、長生圏域での設置を前提に、圏域内の市町村や事業所と連携し、令和5年度までの設置に向けた検討を進めます。

4 医療的ケア児等支援の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児等については、出生体重1,000g未満の超低出生体重児や先天性疾患のある場合、NICU（新生児集中治療室）などで医療が提供されますが、医療機関からの退院には保護者の負担軽減及び後方支援を担う地域医療の課題があり、地域生活を見据えた関係機関による協議が必要となります。

国は、令和5年度までに、各都道府県、各圏域、各市町村に設置することを目標に掲げています。

茂原市では、医療的ケアが必要な児童等の保護者の不安を軽減し、身近な地域で必要な支援が受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図るための「医療的ケア児等支援の協議の場」の設置と、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置について、令和5年度を目標とし、長生郡市総合支援協議会や長生圏域内の関連機関との連携を通じ設置を進めていきます。

なお、長生圏域において平成30年度より、療育支援コーディネーターを配置しているため、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置後は、療育支援コーディネーターとの連携を図り、併せて子どもの通院・入院の記録等をまとめておくことができる、「ライフサポートファイル」を有効活用することで、より充実した支援の提供が期待できます。

第4編 計画の推進体制

第1章 計画の推進と評価・ 行財政の効率的運用

1 計画の推進

庁内の保健・医療・福祉・教育・労働・まちづくりなど、関係する部署との協議及び連携を強化し、全市的な体制のもと、計画を推進します。

また、長生郡市総合支援協議会等の関係機関との連携を維持し、必要に応じ様々な課題の研究と具体化に向け協議を行い、計画の実現を目指します。

2 計画の評価

茂原市障害者福祉に関する計画策定・推進委員会に計画の進捗状況を報告し、意見を求め、検証することで計画を推進していきます。

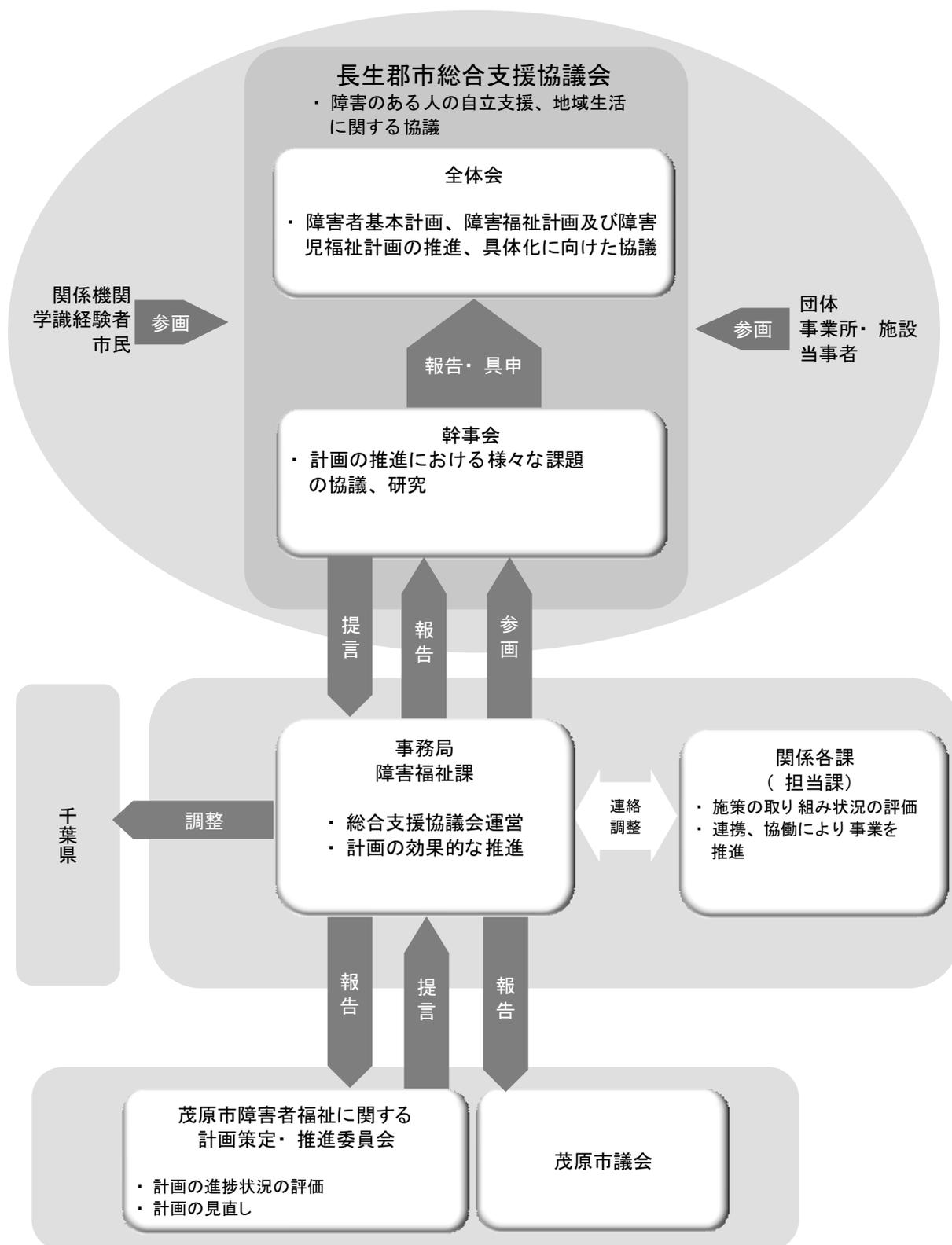
また、障害者関係団体との意見交換などを通じ、実情に即した施策の実現・事業の有効性について検証します。

3 行財政の効率的運用

効率的・効果的な事業を展開するため、地域の課題、社会情勢及び経済情勢の変化を常に注視し、福祉ニーズへの柔軟で適格な対応を目指します。

また、障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法及び関連各法の施行状況を的確に捉え、福祉制度をはじめとする社会保障制度の改正等も見極めながら、計画の推進を図ります。

計画の推進体制



資料編

1 計画策定の経過

実施時期	会議名等	備考
令和2年7月	第1回計画策定・推進委員会 (書面)	計画の推進状況の報告
令和2年7月	関係団体・施設・事業所へアンケート	
令和2年12月～令和3年1月	総合支援協議会からの意見聴取 (書面)	
令和3年1月	第2回計画策定・推進委員会 (書面)	次期計画の検討・書面による 意見聴取
令和3年1月～2月	パブリックコメント	
令和3年3月	計画策定事業検討委員会からの 意見聴取(書面)	
令和3年3月	千葉県への意見聴取	
令和3年3月	第3回計画策定・推進委員会 (書面)	次期計画(最終案)の報告

※次期計画：第6期茂原市障害福祉計画
第2期茂原市障害児福祉計画

2 要綱・委員名簿

茂原市障害者福祉に関する計画策定・推進委員会設置要綱

平成20年7月9日茂原市告示第80号
改正

平成22年3月31日告示第38号

平成23年11月9日告示第115号

平成25年3月29日告示第40号

平成29年5月31日告示第67号

平成30年7月25日告示第114号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく茂原市障害者基本計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく茂原市障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する茂原市障害児福祉計画（以下「計画」と総称する。）の策定を円滑に進めるとともに、障害者をめぐる施策の流れを的確に把握し、障害者の福祉の向上を推進するため、茂原市障害者福祉に関する計画策定・推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の進捗状況の分析及び評価に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織し、次の各号に掲げる団体又は職にある者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 保健、医療及び障害福祉関係者
- (3) 各種団体の代表
- (4) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長をおき、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

3 最初に招集される委員会は、第1項の規定にかかわらず市長が招集する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成22年茂原市告示第38号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年茂原市告示第115号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日茂原市告示第40号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年5月31日茂原市告示第67号)

(施行期日)

1 この告示は、平成29年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に茂原市障害者基本計画推進協議会設置要綱を廃止する訓令(平成29年茂原市訓令甲第8号)の規定による廃止前の茂原市障害者基本計画推進協議会設置要綱第2条第1項の規定により茂原市障害者基本計画推進協議会の委員として委嘱又は任命されている者は、改正後の茂原市障害者福祉に関する計画策定・推進委員会設置要綱第3条の規定により茂原市障害者福祉に関する計画策定・推進委員会の委員として委嘱又は任命された者とみなす。この場合において、当該委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成29年6月30日までとする。

附 則 (平成30年7月25日茂原市告示第114号)

この告示は、公示の日から施行する。

茂原市障害者福祉に関する計画策定・推進委員会委員名簿

【敬称略・順不同】

No		氏 名	機 関 ・ 団 体 等
1	委員長	鬼島 義昭	社会福祉法人 茂原市社会福祉協議会
2	委 員	林 信廉	社会福祉法人 長生共楽園
3	//	鈴木 秋彦	茂原市長生郡医師会
4	//	長峰 敏昌	社会福祉法人児童愛護会 長生厚生園
5	//	井上 英樹	茂原市身体障害者福祉会
6	//	山本 勝江	長生茂原心身障害児者親の会
7	//	江澤 秀夫	長生郡市精神障害者家族会ひびき会
8	//	永野 幸子	特定非営利活動法人カレンズ
9	副委員長	渋沢 茂	中核地域生活支援センター長生ひなた
10	委 員	天野 恵美子	茂原市放課後子どもプラン運営委員会
11	//	北田 豊	茂原市民生委員児童委員協議会
12	//	加藤木 好美	千葉県長生健康福祉センター
13	//	福嶋 ますみ	茂原公共職業安定所
14	//	高貫 裕一郎	茂原市教育委員会
15	//	向後 研二	茂原市議会

茂原市障害者福祉に関する計画策定事業検討委員会設置要綱

平成20年7月9日茂原市訓令甲第16号
改正

平成22年3月31日訓令甲第6号

平成23年11月9日訓令甲第17号

平成25年3月29日訓令甲第10号

令和2年3月23日訓令甲第3号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく茂原市障害者基本計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく茂原市障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する茂原市障害児福祉計画（以下「計画」という。）の策定を円滑に進めるため、茂原市障害者福祉に関する計画策定事業検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、計画の策定に関し、調査、研究、及び必要な調整を図るものとする。

(組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる職にある者（以下「委員」という。）をもって組織する。

2 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は福祉部長の職にある者、副委員長は委員の中から委員長が指名する者をもって充てる。

3 委員長は、会務を統括し、検討委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させ、計画についての意見を求めることができる。

(庶務)

第5条 検討委員会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第6条 この訓令に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年茂原市訓令甲第6号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年茂原市訓令甲第17号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日茂原市訓令甲第10号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月23日茂原市訓令甲第3号）

この訓令は、公示の日から施行する。

別表（第3条第1項）

福祉部長 福祉部次長 社会福祉課長 障害福祉課長 高齢者支援課長 子育て支援課長 総務課長 企画政策課長 財政課長 国保年金課長 健康管理課長 商工観光課長 土木建設課長 都市計画課長 都市整備課長 学校教育課長 生涯学習課長 茂原市社会福祉協議会事務局長
--

3 関係団体・事業所へのアンケート結果

令和2年7月に実施した、障害者団体や障害者福祉に関わる事業所へのアンケートの主な意見を紹介します。

1. 調査対象

- ①アンケート：6団体に送付 6団体回答（回答率100%）
26事業所に送付 23事業所回答（回答率88.46%）

回答のあった団体	回答のあった事業所
茂原市身体障害者福祉会	社会福祉法人児童愛護会 長生厚生園
長生茂原心身障害児者親の会	社会福祉法人児童愛護会 青松学園
長生郡市精神障害者家族会ひびき会	社会福祉法人九十九会 槇の木学園
長生郡市聴覚障害者協会	社会福祉法人九十九会 一松工房
重度身体障がい児者の会	社会福祉法人九十九会 ときわぎ工舎
視覚障害者 宇宙の会	社会福祉法人ワナーホーム
	長生地域生活支援センター
	NPO法人カレンズ カレンズ
	NPO法人ひびき ふれあい広場ひびき
	社会福祉法人生活クラブ
	生活クラブ風の村スペースぴあ茂原
	NPO法人ウイズ EMU
	NPO法人上総福祉会
	障害福祉サービス事業所 里庵
	成美学園 アンダンテ茂原
	アイコニック合同会社 さくら事業所
	(株)HAL 就労継続支援B型事業所はる
	NPO法人母里子ネット
	デイサポートセンター母里子
	NPO法人みんなの希望
	障がい者活動支援センター通所部
	茂原市社会福祉協議会
	茂原市心身障害者福祉作業所
	NPO法人長生夷隅地域の暮らしを支える会
	長生ひなた
	(株)Crossing Third Way
	わくわくセブン
	(有)サトウメディカル
	放課後等デイサービスHERO
	NPO法人すっぱあ すっぱふあ〜む
	(株)儀八 リンクスヘルパーステーション
	亀田産業(株)ホームケアサービス茂原

アンケートで回答のあった主な意見

【団体】

変化したと感じていることや現在の課題

- ① 障害に関する理解促進、ボランティア活動の推進、地域社会への参加
 - ・ 障害者に対する理解は深まってきている。高齢化・重症化で活動が十分に出来ない。
 - ・ 大学等がないため、ボランティアとつながるのが困難。
 - ・ スポーツにより理解が深まり、ボランティアにより交流の機会が増えた。
- ② 障害福祉サービス全般、権利擁護、相談支援
 - ・ 長生郡市内における事業所が増え、良くなってきている。
 - ・ 喀痰吸引研修の受講について、市町村と連携できないか。
 - ・ バリアフリーという企画を見かけても、手話通訳者は設置されていない。
- ③ 療育、教育
 - ・ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士について地域での資源の構築を考えるべき。
 - ・ あまり進んでいない。
- ④ 雇用の促進、就労の支援
 - ・ 車いす対応の就労継続支援B型事業所がもう少しあると良い。
 - ・ ハローワークに手話協力員が設置されていたら良い。
- ⑤ 保健、医療
 - ・ 受診時や緊急対応のやり取りが、主治医・学校・施設とで書面で交わされていることが重要。
 - ・ 白杖を持っていても、画面で説明しようとする。
- ⑥ 情報提供、コミュニケーション支援
 - ・ イベント等は、「参加できないだろう」と決めつけず、情報を流して欲しい。
 - ・ 市役所職員も手話を覚えてもらえたらと思う。

【事業所】

① 事業運営においての問題

選択肢として提供した項目	回答数	自由意見
従事者の確保が難しい	16	専門性のある従事者の確保が困難。
事務作業量が多い	11	
施設・設備の改善が難しい	10	
従事者の育成・資質向上を図ることが難しい	9	法人内研修、OJTにより育成している。
利用者の確保が難しい	9	障害により毎日出勤する人が少ない。
利用者や家族の制度に対する理解が進んでいない	6	
労働条件の改善が難しい	4	
他の障害福祉サービス事業所等との連携を取ることが難しい	2	
その他	6	・医療との連携が難しい。 ・送迎に人員配置が必要。 ・就労継続支援B型が多すぎる。 ・障害者雇用への理解が進んでいない。 ・利用者と家族の高齢化に対応出来ていない。
特に問題を感じることはない	1	

② 茂原市（長生郡市）全体を見たとき、不足していると思われるサービスや支援

- ・短期入所。
- ・成年後見制度促進の体制。
- ・GH等の住まいの場（医療的ケアが必要な重度障害者の大人の住まい）。
- ・相談支援。

③ ②のサービスや支援が足りていない原因

- ・受け入れ先がない。契約制度導入後、事業者からの逆選別のような状況がある。
- ・福祉、介護、産業のそれぞれが動き、融合されたコミュニティになっていない。
- ・報酬単価が低いサービスは参入事業者が少ない。重度障害者の対応には、人材確保・育成が難しい。
- ・放課後等デイサービスは、グレーゾーンの利用者が増えているため、本当に利用が必要な人が利用できなくなっている。
- ・各法人や事業所のマンパワー不足と報酬の低さの問題が大きい。
- ・精神疾患の利用者が増え、要望等が強く、対応時間が不足していく。

④ 事業所の状況や利用者の生活環境等の変化

- ・利用者・家族の高齢化。
- ・引きこもりや精神症状のある方の増加。
- ・様々なツールにより利用者の日常生活が豊かになったように感じるが、リスクも認識し、支援をしている。

⑤ 障害者施策の現状について気になる点や意見

a 保健・医療

- ・障害者の入院先が少ない（重度障害者の感染症の入院先）。
- ・精神障害者の長期入院者が多い。

b 住まい・生活環境の整備

- ・介護の必要な親と障害のある子が一緒に支援を受けられる仕組みが欲しい。
- ・住まいの場のニーズはあるが、選択肢が少ない（重度障害者が利用できない）。

c 相談・情報提供

- ・相談支援事業所が少ない。
- ・相談支援専門員となかなか連絡が取れない。
- ・基幹相談支援事業所の設置と委託相談事業所の役割の明確化。

d 雇用・就労

- ・雇用につながるような企業と事業所の連携が少ない。
- ・就労系事業所に委託可能な業務を積極的に推進して欲しい。
- ・一般就労のハードルが高く、なかなか雇用に結びつかない。

e 障害者への理解と交流

- ・地域社会への働きかけが少ない。学校教育の中で、障害者と交流できると良い。
- ・一般の方への理解は得られており、差別を感じる場面は少なくなっている。

f 教育・生涯学習

- ・今の世の中の構造が、障害のあるなしで簡単に切り離されて分けられてしまう。
- ・将来の人材育成や地域作りのためにも、福祉と教育が連携し、定期的に福祉分野の授業が必要。
- ・福祉教育には、ボランティア活動が有効。

⑥ 計画策定に当たって

- ・地域移行や基幹・地域生活支援拠点等、具体的に進めるための細かな計画が必要。
- ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の専門分野協議会の発足及び訓練事業相談センター（仮称）的なものが必要。
- ・高齢になった精神障害者の居住制度が必要。

4 長生郡市総合支援協議会からの意見

本計画策定に際し、長生郡市総合支援協議会から意見をいただきました。一部抜粋ではありますが、ご紹介します。

長生郡市総合支援協議会幹事会 より

- ・基幹相談支援センターと地域生活支援拠点については、併せて具体的に協議する場を設置して欲しい。
- ・児童の使える社会資源が足りていない。充足の方法を考えたい。
- ・病院等からの地域移行については、数値目標を達成するための取り組みの方向を検討して欲しい。
- ・地域共生社会の実現に向けて、他分野との協働を進めて欲しい。
- ・前計画から積み残した課題を協議する場を検討して欲しい。

長生郡市総合支援協議会 委員 より

- ・児童発達支援及び保育所等訪問支援は、希望者が年々増加し、圏域では慢性的な不足状態のため、具体的な改善が急務と考える。医療的ケア児についても、同様である。
- ・発達障害者等に対する支援において、ペアレントトレーニング等については、長生郡市総合支援協議会の療育部会等とも連携して、長生圏域で行うのはどうか？
- ・聴覚障害者に対する緊急時の情報提供体制の整備として、画面による通報方法を周知し、利用を促進して欲しい。

茂原市
第6期 障害福祉計画
第2期 障害児福祉計画

令和3年3月

発行：千葉県茂原市

企画・編集：茂原市障害者福祉に関する計画策定・推進委員会
茂原市 福祉部 障害福祉課

〒297-8511 千葉県茂原市道表1番地

電話：0475-20-1666（直通）

F A X：0475-20-1610

U R L：http://www.city.mobara.chiba.jp

e-mail：syogai@city.mobara.chiba.jp
